

京丹波町告示第76号

京丹波町総合評価競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は同令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象とする建設工事は、価格以外の技術的な要素の評価（以下「技術評価」という。）をして、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約ができるものとし、当該建設工事の工事規模、技術特性等を勘案してこれを決定するものとする。

(落札者決定基準)

第3条 町長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。

(総合評価競争入札審査委員会)

第4条 次の各号に掲げる事項の審査するため、総合評価競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 総合評価競争入札における対象工事の実施の適否及び落札者決定基準に関すること
- (2) 総合評価競争入札における技術資料の評価に関する事項
- (3) その他総合評価入札に関する必要な事項

2 審査委員会は、京丹波町公共工事入札指名委員会をもって充てる。また、審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の意見を求めることができる。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき又は総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

- (1) 総合評価競争入札を行おうとする場合総合評価競争入札によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとする場合当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(3) 総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なもの決定

(入札公告等に示す事項)

第6条 契約担当者は、総合評価競争入札を行おうとする場合は、入札公告等に次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 総合評価競争入札による旨

(2) 技術評価に関する基準

(3) 技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及びその提出方法

(4) 総合評価競争入札における申込みの評価（以下「総合評価」という。）の方法及び落札者の決定方法

(5) 評価内容を担保するための措置

(6) その他総合評価に関する事項

(技術資料の提出等)

第7条 入札に参加しようとする者は、入札公告等に示された期日までに技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。

(技術提案のヒアリング)

第8条 契約担当者は、提出された技術資料の内容（以下「技術提案」という。）について、必要があると認める場合は、ヒアリングを実施することができる。

(総合評価の方法)

第9条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 総合評価競争入札における落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(落札結果等の公表)

第11条 町長は、総合評価競争入札において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 入札参加者名及び落札者名

(2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額

(3) 各入札参加者の技術評価点

(4) 各入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第12条 技術提案の内容が受注者の責めにより満足できない場合は、工事成績評点を減じるものとする。

2 性能等に関わる技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、工事成績評点を減じるとともに、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金を徴収するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年12月 1日から施行する。